

旅館業営業許可申請 のてびき

八幡浜保健所

生活衛生課 生活衛生係

〒796-0048

八幡浜市北浜一丁目3番37号

TEL 0894-22-4111

(内309)

E-mail: yaw-skt-eisei@pref.ehime.lg.jp

旅館業営業許可申請の手続き

1. 事前相談

- ・設計図面等を持参のうえ、ご相談ください。
- 当課へ相談するとともに、下記へご相談ください。

- ・当所環境保全課（水質汚濁防止法関係）
- ・営業施設所在地を管轄する消防署（消防法関係）
- ・県建設部（建築基準法関係）（※）

2. 書類の提出

- ・申請書等は営業開始前（1 か月前までに）提出してください。

3. 施設検査

- ・あらかじめ施設検査日を打ち合わせて実施します。
（施設検査の際は、営業者の立ち合いをお願いします。）

4. 営業開始

- ・施設基準に適合すると営業許可証を交付します。
- ・営業許可証は、利用者の見やすい所へ掲示してください。

変更届について

営業開始後、申請書記載事項（営業の種別を除く。）に変更があった場合は、10 日以内に変更届を提出してください。

〔営業者の住所、氏名（法人にあっては代表者）営業施設の名称、構造設備、浴場の衛生管理責任者等〕

ただし、大幅な規模構造の変更は、新たに許可申請の手続きが必要となります。

旅館業営業許可申請に必要な書類

* 申請書等は営業開始前に余裕を持って提出してください。

	必要書類	内 容								
1	旅館業営業許可申請書 (様式あり)	○営業の種別 <table><tr><th>営業の種別</th><th>内 容</th></tr><tr><td>旅館・ホテル営業</td><td>施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの 1 客室の床面積 7 ㎡以上 (寝台を置く客室は 9 ㎡以上)</td></tr><tr><td>簡易宿所営業</td><td>客室を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で下宿営業以外のもの 客室の延床面積 33 ㎡以上(宿泊者人数を 10 人未満とする場合には、3.3 ㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積)</td></tr><tr><td>下宿営業</td><td>1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業</td></tr></table> ○法施行規則第5条第1項の特例施設 季節営業の施設(キャンプ場・スキー場・海水浴場等) 交通不便地域の施設 一時的に営業する施設(体育会・博覧会等) 農林漁業体験民宿 (上記施設で、同施行規則2項又は3項の基準適用除外に該当する場合はその内容を具体的に記載した書類が必要です。)	営業の種別	内 容	旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの 1 客室の床面積 7 ㎡以上 (寝台を置く客室は 9 ㎡以上)	簡易宿所営業	客室を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で下宿営業以外のもの 客室の延床面積 33 ㎡以上(宿泊者人数を 10 人未満とする場合には、3.3 ㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積)	下宿営業	1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業
営業の種別	内 容									
旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの 1 客室の床面積 7 ㎡以上 (寝台を置く客室は 9 ㎡以上)									
簡易宿所営業	客室を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で下宿営業以外のもの 客室の延床面積 33 ㎡以上(宿泊者人数を 10 人未満とする場合には、3.3 ㎡に宿泊者の数を乗じて得た面積)									
下宿営業	1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業									
2	疎明書 (様式あり)	○法3条2項各号の次の事項に該当しない旨の疎明書が必要です。 ①旅館業法による刑執行後3年未満の者。 ②許可取り消し後3年未満の者。 ③旅館業務を行う法人の役員のうち前記に該当する者。								
3	構造設備の概要 (様式あり)	構造設備が旅館業法の基準に適合する旨を具体的に記載してください。								
4	定款または寄附行為の写し及び登記事項証明書	申請者が法人の場合に必要です(定款は、法人自身による <u>原本証明</u> をお願いします)。								

5	配置図、平面図、立面図	寸法を記載したものがが必要です。 (なお、立面図の <u>採光窓</u> にも寸法が必要です。)
6	見取図	営業施設を中心とした半径150mの円を記載したものがが必要です。 法3条3項により、施設の周囲 100mの区域内に、学校・幼保連携型認定こども園・児童福祉施設・社会教育施設・県条例で定める図書館・博物館・公民館・青少年教育施設・スポーツ施設等がある場合で、当該施設の設置によって清純な施設環境が害されるおそれがある場合は許可されません。 (清純な施設環境が害されるおそれについては、施設管理者又は所管長に意見を求めます。)
7	原水の水質検査成績書の写し	浴用に使用する水が <u>水道水以外(貯水槽の水、井戸水、温泉等)</u> の場合が必要です。 (検査項目:色度、濁度、pH、有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、レジオネラ属菌)
8	浴場の配管系統図	共同浴場の配管系統図を添付してください。 (浴槽水を宿泊客毎に換水する場合を除く。)
9	消防法令適合通知書	消防法令適合通知書又は消防設備等検査済証の原本及び写しが必要です。
10	建築確認検査済証の写し(※)	建築基準法第7条5項の規定による検査済証の原本及び写しが必要です。 ○既建築施設で検査済証を紛失している場合には、以下へお問い合わせいただき、建築基準法に適合していることを確認してください。 西予市:南予地方局建設部 建築指導課 建築指導係 西予市以外:八幡浜支局建設部 建築指導課 建築指導係
11	旅館業営業施設完成届出書	新築の場合のみ、建物完成後に提出ください。
12	法人役員等記入表(様式あり)	申請者が法人の場合や未成年の場合は必要です。 ○法第3条第2項第5号から第8号への該当の有無の確認に利用します。
13	申請手数料	22,300円の愛媛県収入証紙をご準備ください。